農林水産大臣
鹿野道彦殿

全 国 知 事 会

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」について(申し入れ)

平成22年11月に森林・林業基本政策検討委員会がとりまとめた「森林・林業の 再生に向けた改革の姿」について、次のとおり申し入れる。

現在、都道府県が地域森林計画を策定する際、森林法に基づき農林水産大臣の同意協議が必要とされている。

地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月)では、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築する観点から、地方自治体の事務に対する国の関与を廃止又はより弱い形態の関与へ見直し、当該同意協議についても「協議」に見直すべきとしている。

また、地域主権戦略大綱(平成22年6月)では、「政府においては、地域主権改革の更なる進展のため、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う」旨、閣議決定されている。

それにも関わらず、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」において、伐採量、造 林面積、保安林面積について、引き続き農林水産大臣の同意協議を必要としているこ とは遺憾である。

予定されている森林法改正にあたっては、勧告の趣旨及び地域主権戦略大綱を踏まえ、都道府県が地域森林計画を策定する際の農林水産大臣の「同意協議」を少なくとも「協議」に見直すべきである。